

## 再稼働した大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転停止を求める会長声明

2012年8月13日

静岡県弁護士会

会長　渥美利之

関西電力は、停止させていた大飯原子力発電所3号機を本年7月1日に、同4号機を同月18日にそれぞれ起動させ、同月25日までにいざれもフル稼働させるに至った。

当会は、以下の理由により、断じてこれを容認することができず、再稼働に強く抗議するとともに、再稼働させた上記3、4号機について、その安全性が確保されるまでの間、その運転の停止を強く求める。

昨年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の大事故（以下「福島第一原発事故」という。）により、福島県を中心に、東北及び関東一円が放射性物質に汚染された。そして、福島県民を始めとする多くの人々がその生活を破壊され、今なお同汚染の恐怖に脅えている。

国会の事故調査委員会は、福島第一原発事故の原因について、本年7月5日付け報告書において、「安全上重要な機器の地震による損傷はないとは確定的には言えない」、「未解明な部分が残っており、これについて引き続き第三者による検証が行われることを期待する」と結論付けている。つまり、福島第一原発事故の原因は未だ解明されているとはいえないである。

しかも、今回の大飯原子力発電所の場合は、その敷地内にあるF-6断層（破碎帯）が活断層である可能性が懸念されており、原子力安全・保安院も、その活動性の判断のための資料が十分ではないとの前提に立ち、本年7月18日、関西電力に対し同断層に関する調査計画の策定を指示した。これを受け、関西電力は、同月25日、同調査計画を取りまとめて同院に提出した。しかし、同計画書によれば、同調査が実施され、その分析・評価に関する報告がなされるのは本年12月末となっている。つまり、現状は、計画が策定されたにすぎず、同敷地内の断層が活断層である可能性は未だ否定されていないのである。

また、原子力発電所の事故対策については、本年4月6日に政府4閣僚による協議が行われ、「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」が示された。これを受け、関西電力も、大飯原子力発電所3、4号機の更なる安全性・信頼性向上のための対策の実施計画等を取りまとめて経済産業大臣に報告した。しかし、同実施計画において講ずることとされている防波堤のかさあげ、恒設非常用発電機の設置、免震事務棟の設置等の諸施策が講じられるのは2013年（平成25年）～2015年（同27年）というのであるから、同諸施策が実際に講じられたわけではない。

以上の事情に鑑みれば、今回の大飯原子力発電所の3、4号機の再稼働はその確実な安全性が確保された上でなされたものとは到底言い得ないのであって、余りに早計な判断であるとの誹りを免れないばかりか、福島第一原発事故による甚大且つ悲惨な被害から学んだ苦い教訓は全く生かされていないといわざるを得ない。

日本弁護士連合会は、本年5月25日の定期総会で「確実な安全性が確保されない限り停止中の原子力発電所の再稼働を許さない」との宣言を採択した。当会も同宣言決議に賛同したところであるが、今回の再稼働は、同宣言を全く無視するものであり、断じて容認することはできない。

静岡県は、県内に中部電力浜岡原子力発電所を擁し、30年以内に東海地震の発生が懸念されている。このような事情を抱える当会としては、大飯原子力発電所3、4号機の再稼働について重大なる危機意識を抱くものであり、その確実な安全性が確保されるまでの間、その運転の停止を求める次第である。

以上